

マンガはじめて社労士 4 訂版

【法改正のお知らせ】

平成 22 年 6 月 9 日
法律・資格図書編集部
TEL. 03-3504-0361

【法改正】 上記書籍に、以下のような法改正が生じたのでお知らせいたします。

ページ・位置	改正前	改正後
p 174 1 コマ および p 177 「定期健康診断」の表中 ④の省略項目	喀痰検査(胸部エックス線検査で異常のない者)	胸部エックス線検査(40 歳未満(20 歳、25 歳、30 歳及び 35 歳の者を除く)の一定の条件に該当しない者で、医師が必要でないと認めるとき) 喀痰検査(胸部エックス線検査で異常のない者、胸部エックス線検査の省略基準に該当する者)
p 190 3 コマ		削除* * 船員保険法 17 条の規定による船員保険の被保険者(強制被保険者)は、労災保険が適用されることとなった。
p 191 「適用事業」のうち、 ＜暫定任意適用事業＞の枠 中	(災害発生率の低い)小規模な農業、林業、水産業	(災害発生率の低い)小規模な農業、林業、水産業(船員法 1 条に規定する船員を使用して行う船舶所有者の事業を除く)
p 236 1 コマ 2 コマ	常時介護 10 万 4,960 円 随時介護 5 万 2,480 円 常時介護 5 万 6,930 円 随時介護 2 万 8,470 円	常時介護 10 万 4,730 円 随時介護 5 万 2,370 円 常時介護 5 万 6,790 円 随時介護 2 万 8,400 円
p 250 2 コマ ～5 コマ および p 253 「被保	「昼間部学生」について	「昼間部学生」について、これまで行政手引きに規定されていた内容が「適用除外」として法律に規定された。

<p>険者の範囲」の表中</p>		<p><適用除外> 学校教育法に規定する学校（大学、高等学校等）、専修学校または各種学校の学生または生徒であって、厚生労働省令で定める者* *厚生労働省令で定める者とは、次に掲げる者以外の者とする。 ①卒業を予定している者で、適用事業に雇用され、卒業した後も引き続き当該事業に雇用されることとなっている者 ②休学中の者 ③定時制の課程に在学する者 ④上記①～③に準ずる者として職業安定局長が定める者</p>
<p>p 251 8 コマ</p>	<p>②6 か月以上引き続き～</p>	<p>②31 日以上引き続き～</p>
<p>p 252 4 コマ および p 253 「被保険者の種類」の表中、③「短期雇用特例被保険者」のうち</p>	<p>（被保険者であって）④季節的に雇用される者（、あるいは）⑤短期の雇用（以下略）</p>	<p>季節的に雇用される者のうち、次のいずれにも該当しないもの（日雇労働被保険者を除く） ④ 4 か月以内の期間を定めて雇用される者 ⑤ 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であって厚生労働大臣の定める時間数（30 時間）未満の者</p>
<p>p 253 「被保険者の範囲」の表中、「短時間就労者」</p>	<p>②6 か月以上引き続き～</p>	<p>②31 日以上引き続き～</p>
<p>p252 5 コマ および p 253 「被保険者の種類」の表中④日雇労働被保険者</p>	<p>④ 日々雇用される者 ⑤ 30 日以内の期間を定めて雇用される者（A Bに該当する者を「日雇労働者」という）</p>	<p>「日雇労働者」の定義を、以下のとおりとする。 次のいずれかに該当する労働者（前 2 月の各月において 18 日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者および同一の事業主の適用事業に継続して 31 日以上雇用された者（公共職業安定所長の認可を受</p>

		けて、引き続き日雇労働被保険者となるものを除く)を除く) ㉑ 日々雇用される者 ㉒ 30 日以内の期間を定めて雇用される者	
p 303	1 コマ 11/1000 2 コマ 13/1000 3 コマ 14/1000 6 コマ 1000 分の 11 1000 分の 7 1000 分の 3 1000 分の 4	15.5/1000 17.5/1000 18.5/1000 1000 分の 15.5 1000 分の 9.5 1000 分の 3.5 1000 分の 6	
p 304	1 コマ 1000 分の 14 1000 分の 9 1000 分の 4 1000 分の 5 2 コマ 1000 分の 13 1000 分の 8 1000 分の 3 1000 分の 5 5 コマ 30 万円×1000 分の 11=3,300 円 3,300 円 6 コマ 1000 分の 4	1000 分の 18.5 1000 分の 11.5 1000 分の 4.5 1000 分の 7 1000 分の 17.5 1000 分の 10.5 1000 分の 3.5 1000 分の 7 30 万円×1000 分の 15.5= 4,650 円 4,650 円 1000 分の 6	
p 306	2 コマ 100 分の 55	平成 21 年度における求職者給付、雇用継続給付に要する費用の一部に充てるため、100 分の 55 の負担額のほか、3,500 億円を負担する。 (法付則 14 条)	
p 307	「雇用 保険料率」の表 中	1000 分の 11 1000 分の 7 1000 分の 3 1000 分の 4 1000 分の 14 1000 分の 9 1000 分の 4	1000 分の 15.5 1000 分の 9.5 1000 分の 3.5 1000 分の 6 1000 分の 18.5 1000 分の 11.5 1000 分の 4.5

	1000 分の 5 1000 分の 13 1000 分の 8 10000 分の 3 1000 分の 5	1000 分の 7 1000 分の 17.5 1000 分の 10.5 10000 分の 3.5 1000 分の 7
p 326 6 コマ	1000 分の 11	1000 分の 15.5
	1000 分の 14 1000 分の 13	1000 分の 18.5 1000 分の 17.5
p 375 欄外 (下段) の注釈	平成 22 年 3 月 31 日までは～	平成 23 年 3 月 31 日までは～
p 377 「一部 負担金」の表中 ②	平成 22 年 3 月 31 日までの～	平成 23 年 3 月 31 日までの～
p 398 6 コマ	被保険者が医療機関等と支給申請 および受取りに係る代理契約を締 結することにより～ (略) できる ようになったの	ただし、被保険者と医療機関等との 合意により直接、出産の費用に出産 育児一時金を充てることのできる ようになったの
p 405 4 コマ および p407 適用除 外の表中	厚生労働大臣	「日雇労働被保険者に係る適用除 外の承認」など、厚生労働大臣の権 限に係る事務を「日本年金機構」に 委任する規定が設けられた。
p 426 1 コマ p 427 「任意 加入被保険者」 および 「任意加入被 保険者の特例」 中	厚生労働大臣	被保険者および受給権者に係る届 出等は、原則として「日本年金機構」 に提出することとなった。
p 441～445 な ど	老齢基礎年金などの年金額	物価スライド特例措置による年金 額は、 据え置き とされた。
P471 3 コマ	(毎月 14,660 円 平成 21 年度)	(毎月 15,100 円 平成 22 年度)
p 478 5 コマ p 481 「脱退 一時金」支給額	43,980 円 87,960 円 131,940 円 175,920 円 219,900 円	45,300 円 90,600 円 135,900 円 181,200 円 226,500 円

	263,880 円	271,800 円
p 487 「国民年金の費用負担」①	保険料額：月額 14,660 円 (平成 21 年度)	保険料額：月額 15,100 円 (平成 22 年度)
p 509～511、p 513 など	届出先 厚生労働大臣等	被保険者および受給権者の届出は、基本的には「日本年金機構」に対して行うこととされた。

マンガはじめて社労士 4 訂版

【法改正のお知らせ】

平成 22 年 1 月 31 日

住宅新報社

法律・資格図書編集部

TEL. 03-3504-0361

【法改正】 上記書籍に、以下のような法改正が生じたので、お知らせいたします。

ページ・位置	改正前	改正後
P 115 下から 8 行目 ～7 行目	(注) 労使協定を締結することによって、1 年に 5 日を限度として時間単位で年次有給休暇を取得することができるようになる (現行は、日単位で取得) 。	(注) 平成 22 年 4 月から 労使協定を締結することによって、1 年に 5 日を限度として時間単位で年次有給休暇を取得することができるようになる。
P 249 1 コマ, P 253 図中	個人経営で常時 5 人未満の労働者を雇用する農業・林業・畜産・水産などの事業	個人経営で常時 5 人未満の労働者を雇用する農業・林業・畜産・水産などの事業* * 船員が雇用される事業を除く

マンガはじめて社労士 4 訂版

【正誤のお知らせ】

平成 22 年 1 月 31 日
住宅新報社
法律・資格図書編集部
TEL. 03-3504-0361

【正誤】 上記書籍に以下のような正誤がございましたので、ご訂正ください。誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P 59 下から 1 行目	14 日を超えて引き続き試用された場合	14 日を超えて引き続き 使用 された場合
P 95 年間カレンダー中	1 月 4 日	4 日を()で囲む
P 99 6 コマ図中	消防職員	消防 吏 員
P 107 5 コマ	おいて適用の対象になりません	限定されません
P 119 6 コマ	動力伝動装置	動力伝 導 装置
P 331 2 コマ	有期事業については	有期事業の うち立木の伐採の事業 については
P 392 6 コマ	月額 80,100(医療費 - 267,000)×1%	月額 80,100 + (医療費 - 267,000)×1%
P 535 2 コマ図中	報酬比例部分 老齢基礎年金	報酬比例部分 老齢 厚生 年金
P 551 5 コマ	18 歳になった学年度末	18 歳になった 年度末
P 558 3 コマ	実施に支給された	実際 に支給された